

## 参 考 意 見

一般意見聴取W / G  
川 上 聴

### 1 . これまでの河川管理の反省

- ・ これまでの河川管理は、治水、利水の対策優先で、効率的かつ画一的に進められてきたため、河川の個性や地域の歴史・文化が損なわれ、地域住民と川とが疎遠となってしまった。
- ・ 水害の減少、くらしの変化、高齢化など社会構造の変化により、大規模災害に対する意識の低下や水防団の弱体化など、市民の意識が川から遠ざかってしまった。
- ・ 国民の生活や意識の多様化の中で川への関わりやニーズも多様化した。が、河川行政はこれに充分対応できなかった。
- ・ 市民との合意形成がなされないまま河川事業が行われ、しばしば市民と行政の対立が生じた。(生じている。)

### 2 . 河川法の改正(平成9年)による河川管理の変革の必要性

- ・ 河川整備計画の策定にあたり地域の意見を聴く。

### 3 . これまでの河川管理の問題点

- ・ 河川の領域・管理区域について市民と行政の間にズレがある。
- ・ 川の将来像についてのビジョンを共有していない。
- ・ 縦割り行政・行政の閉鎖性による不信。
  - ・ 国の機関の縦割り 例：国土交通省と農水省と厚生労働省
  - ・ 国土交通省内部の縦割り 例：河川と道路と都市開発
  - ・ 国と自治体の縦割り
  - ・ 自治体内部の縦割り
- ・ 日常的な情報交流・人的交流の機会がない。
- ・ 市民・市民団体対応の窓口がない、あるいは不明瞭。
- ・ 人事異動による情報交流や人的交流資源の中断。

### 4 . 残された課題

- ・ 河川管理者の事業や計画の情報が市民サイドに伝わらない。
- ・ 事業や計画の出处が不明瞭。
- ・ 事業や計画の必要性が理解できない。
- ・ 計画策定にあたり市民からの意見聴取や住民参加の機会や制度がない。(なかった。)
- ・ 情報公開の時期や内容が不適切。
- ・ 事業・計画の内容や事前調査の結果、スケジュールなどについての説明がない、もしくは

は不十分なまま事業が実施されてしまう。

- ・事業についての利害関係者の範囲が不適當、不明瞭、あるいは市民感覚から理解し難い。
- ・事業実施にあたって市民の役割分担や参加、協力の機会がない。
- ・事業実施後のモニタリングや事後評価が行われず、行われても結果が公開されない、あるいは公開されても信用できない。

## 5 . 今後のあり方

- ・川と地域の人々とのかかわりを再構築をめざす。
- ・「川は地域共有の公共財産」という共通認識を形成することに努め、定着させる。
- ・今後の河川管理は河川管理者のみで行うことは不可能との認識に立ち、計画策定段階からの市民参加、徹底した情報公開、パートナーシップでの事業実施を進める必要がある。
- ・市民や市民活動の自主性、自立性、多様性を尊重し、市民の立場に立って、多様な視点でこれまでの河川管理のあり方を見直し、様々なニーズに柔軟、機敏、かつ、適切に対応する。
- ・反対意見を含む広範な市民意見の把握に努める。
  - ・市民の「活動・運動・抵抗」は市民固有の権利であり、健全な社会システムを維持・発展させるために不可欠のフィードバック機能である。
  - ・権利防衛参加
  - ・納税者としての参加
  - ・情報提供者としての参加
- ・それぞれの河川、地域の状況を詳細、かつ、的確に把握し、情報公開を徹底し、充分に対話して行政と市民双方の合意形成を図る。
  - ・公共事業実施の三原則～公開・対話・合意
    - 1～合意無くして事業無し。
    - 2～公共事業は、理に叶い、法に叶い、情に叶わなければならない。
- ・行政改革、行政の意識改革を進める。
  - ・市民・市民団体との対応部署の常設
    - ・行政職員の啓発と人材育成
    - ・川の情報室、川の出前講座、川のワークショップ、シンポジウム、フォーラム見学会、勉強会の開催など
  - ・市民・市民団体と行政との交流・連携機会の創出・拡大
    - ・土曜・日曜・休日の対応
    - ・支援・助成制度の充実
    - ・官設/民営の交流の場づくり(ハード&ソフト)や資・器材の貸与サービスの充実
    - ・計画→整備→維持管理までの委託システムの創設
    - ・市民サイド、行政サイド双方でのコーディネータ養成
    - ・河川、自然、歴史・文化、市民活動などの分野の人材バンク創設

## 6 . 進め方

- ・日常的な対話、意見交換の機会や場をつくる。
- ・市民・市民団体に対応する窓口を常設する。
- ・情報発信・情報公開を徹底して行う。

- ・ 市民間の意見調整や市民と行政間の調整を行うための審議や意思決定を行う第3者的な機関を設ける。
  - 例：流域懇談会
- ・ 広域・流域（圏）での合意形成や制度・政策提案ができる場を設ける。
  - 例：流域委員会
- ・ 市民参加で河川管理を行うしくみをつくる。
  - 例：流域管理委員会・水需要管理委員会
- ・ 対話や意見交換の場を設ける。
  - 例：流域センター
- ・ 計画策定段階からの市民参加を進める。
  - ・ 計画策定のプロセスも公開・情報公開が必要。

## 7. 参考事項

- ・ 合意形成について
  - ・ 合意形成のベースは「信頼」「安心」
    - 1) 事業者の能力に対する期待→安全性・専門性・中立性など
    - 2) 意図に対する期待→欺瞞性がないこと
  - ・ 信頼と安心を得るには・・・
    - 1) 事業者側で情報を（都合のいいように）取捨選択したり、操作しないこと。
    - 2) 事業者側が事前に、自主的に情報を開示すること。
    - 3) 住民側が自由に情報源にアクセスできること。（出处・出典の明確化）
    - 4) 第3者（学識経験者など）やコーディネータを立てるときは、その選択を協議するか、委ねること。
    - 5) 「安心」の条件の提供の仕方が大切。
    - 6) 最終目標は長期的視野に立った地域の活性化とより充実した住民の暮らし、よりよい、安全なコミュニティの構築であることを理解してもらう。
- ・ 信頼醸成のパラドクス
  - ～ 事業成功のための信頼・合意形成という目的に拘る限り信頼を醸成出来ない。
- ・ 住民と市民、住民団体と市民団体の定義